

天草地域の魅力発信事業業務委託仕様書

1 概要

天草地域では、崎津集落の世界文化遺産登録推進の機運が高まっており、長崎 - 崎津航路の就航や地元の受け入れ体制の整備など、登録に向けた動きが活発化している。これらを、天草地域を内外にアピールする絶好の機会として捉え、交流人口の増加に繋がる仕掛けやイベントを「VISITあまくさプロジェクト」として「オール天草」で展開することは、地域の活性化及び認知度向上となることはもちろん、天草版地方創生を実現する意味でも重要な取組みとなっている。

今回の業務は、歴史文化やグルメ、レジャーなど、天草地域の魅力を発信するためのイベント企画の立案、実施及び広告を委託するものであり、崎津集落の世界文化遺産登録へ向けたさらなる機運の醸成と、観光入込客数が減少する冬期の誘客促進を目的としている。

2 委託業務内容

具体的な業務は、次のとおりとする。

(1) イベントの企画及び実施

- ・福岡、長崎、熊本、鹿児島などへの魅力発信を目的としたイベントを企画実施する。
- ・開催期間は、平成30年1月5日から平成30年3月11日までの間とする。
- ・開催の回数は、1回以上とする。
- ・イベントの開催日数は2日以上とし、必ず土日を含むものとする。
- ・開催場所は問わない。ただし、天草地域外とし、現在の天草への観光入込客数の動向などを分析し、より効果の高い場所を提案すること。
- ・イベントの内容は、グルメや観光スポット紹介などのコンテンツを含めること。
- ・企画にあたっては、崎津集落が世界文化遺産登録を控えていること、天草管内にはキラシタン文化に関連した施設等が多数存在することなどを意識すること。
- ・天草管内の地域間のバランスに配慮した内容とすること。

(2) イベントの告知

- ・(1)で企画したイベントを告知する。
- ・告知方法は、テレビ、ラジオ、新聞広告、フリーペーパーなどを使用すること。
- ・チラシ(5,000部程度)及びポスター(50部程度)を制作し配布すること。

(3) 成果品の納品

- ・業務完了報告書 1部
- ・企画の実施
- ・本業務により作成した成果物及びその印刷データファイルを保存したCD-R、またはDVD-R 2組(データ形式については、PDF及びJPEGとする。)

3 業務遂行に関する留意点

- (1) 委託者から業務の処理に関し報告を求められた場合、受託者は速やかにその進捗状況

を報告すること。

- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、対象業務に関する十分な知識、理解及び経験のあるスタッフを確保するとともに、契約条件を遵守し業務を遂行すること。
- (3) 委託業務を行うために必要となる資料等は、その必要に応じて受託者に提供できる。
- (4) 受託者は、いかなる場合においてもこの契約の履行中に知り得た業務に関わる事項及び付随する事項を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 受託者は、本業務の実施に当たり本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに委託者と協議すること。

4 委託期間

契約締結の日から平成30年3月15日(木)までとする。

5 留意事項

発注者V I S I Tあまくさプロジェクト実行委員会委員長大田安人(以下「甲」という。)と受注者(以下「乙」という。)は以下の事項について留意する。

- (1) 乙は本業務の遂行に当たって、関係する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 乙は本業務の遂行に当たって、中立的立場を保ち、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (3) 原則として、乙は本業務に係る全部又は一部を第三者に再委託することはできない。ただし、甲の事前の承諾を得て、合理的に必要な範囲で再委託できる。
- (4) 本調査の成果物となる業務報告書(電子データを含む。)及びその他関係資料の二次著作物については、甲に帰属する。
- (5) その他、本業務を円滑に進めるため、本仕様書に定めのない事項については、甲と乙が相互に協議するものとする。

6 委託費の支払い

業務の処理が完了した後、業務完了報告書を提出し、現地での業務履行及び成果物の納入を受けて検査を行い、契約上の要件を満たしていれば、委託費の支払いを行う。

7 知的財産権等の取扱い

- (1) 著作権の帰属
受託者が制作した成果物の著作権は、委託者が有する。
- (2) その他の事項
記載のないその他の事項については、関係者と委託者で協議のうえ処理する。